

各 位

会 社 名	株式会社バルコス
(コード番号)	7790 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名	代表取締役社長 山本 敬
問 合 せ 先	執行役員管理部長 佐伯 英樹
T E L	0858-48-1440
U R L	https://www.barcos.jp/

発行価格及び売出価格の決定並びに オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行価格・売出価格 1 株につき 金 1,400 円

2. 価格決定の理由等

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（1,300 円～1,400 円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

- ①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
 - ②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
 - ③申告された需要の価格毎の分布状況は仮条件の上限価格に集中していたこと。
- 以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,400 円と決定いたしました。

なお、引受価額は 1,288 円と決定いたしました。

3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 16,000 株

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 公募による募集株式発行

増加する資本金	35,420,000 円 (1 株につき 644 円)
増加する資本準備金	35,420,000 円 (1 株につき 644 円)
上場時資本金の額	65,420,000 円

(2) 第三者割当による募集株式発行

増加する資本金 (上限)	10,304,000 円 (1 株につき 644 円)
増加する資本準備金 (上限)	10,304,000 円 (1 株につき 644 円)

(注) 発行価格、売価及び引受価額は、TOKYO PRO Market における当社普通株式の価格又は気配値を示すものではありません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び

売 出 株 式 数

① 募集株式の数 当社普通株式 55,000 株

② 売 出 株 式 数 当社普通株式 引受人の買取引受による売出し
55,000 株

オーバーアロットメントによる売出し

当社普通株式 16,000 株

(2) 申込期間

2025 年 1 月 27 日（月曜日）から

2025 年 1 月 30 日（木曜日）まで

(3) 払 込 期 日 2025 年 1 月 31 日（金曜日）

(4) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 2 月 3 日（月曜日）

2. ロックアップについて

(1) **TOKYO PRO Market** における当社普通株式の取引(気配表記を含む。)がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社役員かつ貸株人である山本 敬、当社株主である株式会社グリーン、株式会社グロース・イニシアティブは、フィリップ証券株式会社（主幹事会社）に対し、本書提出日から当社普通株式に係る **TOKYO PRO Market** からの上場廃止予定日である 2025 年 2 月 2 日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等又はこれらに係る注文を行わない旨を約束しております。

(2) 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社役員かつ貸株人である山本 敬及び当社株主である株式会社グリーンは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2025 年 8 月 1 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2024 年 12 月 27 日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたわけではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。